① 関係法令等の遵守、個人情報を目的外に利用しないこと及び苦情処理に適切に取り組むこと等、個人情報保護への取組方針の宣言
② 法第18条における個人情報の利用目的の通知・公表等の手続についての分かりやすい説明
③ 法第24条における開示等の手続等、個人情報の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明
④ 個人情報の取扱いに関する質問及び苦情処理の窓口

2 個人情報保護宣言には、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態に応じて、次に掲げる点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。
① 保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じること。
② 委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること。
③ 事業者がその事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、事業者が本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにすること。
④ 個人情報の取得元又はその取得方法（取得源の種類等）を可能な限り具体的に明記すること。

第24条　「勧告」、「命令」及び「緊急命令」についての考え方（法第34条関連）

1 法第34条の金融庁長官の「勧告」（第1項）、「命令」（第2項）及び「緊急命令」（第3項）については、金融分野における個人情報取扱事業者が本ガイドラインに沿って必要な措置等を講じたか否かにつき判断して行うものとする。

2 本ガイドライン中「～ならない」（「努めなければならない」を除く。）と記載されている規定について、それに従わない場合は、法第16条から第18条まで、第20条から第27条まで又は第30条第2項の規定違反と判断され得る。違反と判断された際、実際、「勧告」を行うこととなるのは、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときである。
　また、本ガイドライン中「こととする」、「適切である」及び「望ましい」と記載されている規定については、金融分野における個人情報取扱事業者がその規定に従わない場合には、法第16条から第18条まで、第20条から第27条まで又は第30条第2項の規定違反と判断されることはないが、当該規定は、金融分野の個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人情報の取扱いに関して、金融分野の個人情報取扱事業者等に特に厳格な措置が求められる事項として規定されており、金融分野における個人情報取扱事業者等においては、遵守に努めるものとする。

3 「命令」は、単に「勧告」に従わないことをもって発することはなく、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときに限られる。
　「緊急命令」は、金融分野における個人情報取扱事業者が法第16条、第17条、第20条から第22条まで又は第23条第1項の規定に違反した場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときに、「勧告」を前置せずに行うこととする。

第25条　ガイドラインの見直しについて
　本ガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

○金融庁告示第六十四号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月二十日

金融庁長官　三國谷勝範

一
許可番号　東北財務局長（銀代）第二号
銀行代理業者名　山田　照夫
主たる営業所又は事務所の所在地　山形県鶴岡市大字湯田川乙六十六
許可年月日　平成十八年四月一日
所属銀行の商号　株式会社荘内銀行
失効年月日　平成二十一年七月三十一日

二
許可番号　四国財務局長（銀代）第二号
銀行代理業者名　森田　淳一
主たる営業所又は事務所の所在地　高知県幡多郡黒潮町入野二千三百二十四ノ十
許可年月日　平成十八年六月二十八日
所属銀行の商号　株式会社四国銀行
失効年月日　平成二十一年九月十五日

三
銀行代理業者名　吉田　榮次
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道岩見沢市志文町三百一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十一年八月三日

四
銀行代理業者名　種市漁業協同組合
主たる営業所又は事務所の所在地　岩手県九戸郡洋野町種市第二十九地割七十八番地二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十一年九月一日

五
銀行代理業者名　安部　ゆき
主たる営業所又は事務所の所在地　山形県西置賜郡小国町大字石滝五百二番五
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十一年九月十四日

六
銀行代理業者名　殿谷　淳子
主たる営業所又は事務所の所在地　富山県高岡市太田四千八百二十四番地十
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十一年八月三日

七
銀行代理業者名　小池　洋治
主たる営業所又は事務所の所在地　茨城県鉾田市借宿千四百三十五番地四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十一年六月二十三日

八
銀行代理業者名　岩本　トク
主たる営業所又は事務所の所在地　栃木県鹿沼市引田千八百七十六番地十
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十一年六月三十日

九
銀行代理業者名　株式会社西武百貨店
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都豊島区南池袋一丁目二十八番一号
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十一年八月一日

十
銀行代理業者名　村山千惠子
主たる営業所又は事務所の所在地　新潟県柏崎市大字女谷四千七百九十九番地一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十一年八月三十一日